

働き続けると年金がもらえないってホント？

All About6月9日（金）

在職老齢年金を知ろう！

調整の対象になる「年金」は、厚生年金から支給される老齢厚生年金です。老齢に対する年金でも、国民年金から支給される老齢基礎年金は、調整の対象にはなりません。

また、調整の対象になる「収入」については、全ての収入について年金が調整されるわけではありません。老齢厚生年金の一部または全部が支給停止になることがあるのは、60歳以降、会社員として仕事を続け、引き続き厚生年金に加入して会社から給与や賞与をもらっている場合です。

したがって、次のような働き方で収入がある場合は、年金が調整されることはありません。

・自営業者やフリーランスになって仕事を続けた場合

会社を定年退職した後、趣味や特技を活かしてお店を持ったり、独立してフリーランスとして仕事を続けた場合の収入は、年金との調整の対象になりません。

・不動産収入がある場合

アパートや駐車場を持っている人については、家賃や駐車料金などの収入も、年金が調整されることはありません。

・60歳以降、厚生年金に加入せずに会社員として仕事を続けた場合

60歳以降、会社員として仕事を続けた場合でも、正社員に比べて勤務時間が短い場合は厚生年金に加入する義務がありません。具体的には、1週間の労働時間が30時間未満（正社員の労働時間の4分3未満）であれば、会社員であっても厚生年金の加入対象となりません。

また、民間の会社員から公務員や私立学校の教職員として再就職した場合は、加入する年金制度は共済制度になります。このように、60歳以降仕事を続けても、厚生年金に加入しない場合は、年金の調整はありません。さらに、在職老齢年金は年金をもらう人の年齢によって、収入と年金の調整方法が異なります。具体的には60～64歳までと65歳以上で調整方法が異なります。それでは、まず60～64歳までの在職老齢年金をみていきましょう。

在職老齢年金のしくみ～60歳から64歳まで

老齢基礎年金の受給資格を満たし、1年以上厚生年金の加入期間があると60歳から「特別支給の老齢厚生年金」をもらうことができます（詳細は、「年金はいつたい、いつからもらえるの？」参照）。特別支給の老齢厚生年金は現役時代の給与や賞与の平均と加入月数に応じて支給額を計算する「報酬比例部分」の年金と、厚生年金の加入期間によって支給額を計算する「定額部分」の年金で構成されています。以下の図のように、生年月日によってそれぞれの支給開始年齢は異なりますが、報酬比例部分と定額部分の両方が在職老齢年金の対象になります。

特別支給の老齢厚生年金の支給開始

収入との調整を行うために、まず支給される年金額を12で割って1ヵ月あたりの支給額を計算します（この年金額を「基本月額」といいます）。次に、毎月の給与と過去1年間に支給された賞与の12分の1を合計し、年収の1ヵ月平均を計算します（この平均収入を「総報酬月額相当額」といいます）。

基本月額と総報酬月額相当額を合計して 28 万円（「支給停止調整開始額（平成 19 年度額）」
といいます）を超えない場合は、老齢厚生年金は調整されず、全額が支給されます。例え
ば、基本月額が 10 万円、総報酬月額相当額が 18 万円なら合計額が 28 万円なので、年金は
調整されず 10 万円全額が支給されるというわけです。

基本月額と総報酬月額相当額を合計して 28 万円を超えた場合は、それぞれの金額によって
年金の一部又は全部を支給停止します。支給停止額を求める計算式は以下の通りです。

【年金の支給停止額計算式】 計算式

(1) (総報酬月額相当額+基本月額?28万円) × 1/2 計算式

(2) (48万円+基本月額?28万円) × 1/2

+ (総報酬月額相当額?48万円) 計算式

(3) 総報酬月額相当額 × 1/2 計算式

(4) (48万円 × 1/2) + (総報酬月額相当額?48万円)

事例で納得！在職老齢年金

昭和 23 年 4 月 20 日生まれのサイトウイチロウさんは、現在 59 歳の会社員です。60 歳で
定年退職を迎えますが、定年後も今の会社で再雇用され、65 歳になるまでは仕事を続ける
つもりです。

サイトウさんは、生年月日により 60 歳から報酬比例部分相当の老齢厚生年金を受け取るこ
とができます。60 歳からのサイトウさんの年金額（報酬比例部分）は概算額で 135 万円です。
したがって、サイトウさんの 60 歳から 63 歳までの基本月額は以下のとおりです。

135 万円 ÷ 12 = 112,500 円

また、サイトウさんは 64 歳から定額部分の老齢厚生年金も受け取ることができます。サイ
トウさんの定額部分の年金額は概算額で 73 万円です。したがって、64 歳からのサイトウさ
んの基本月額は以下のとおりです。

(135 万円 + 73 万円) ÷ 12 = 173,333 円※

それでは、サイトウさんが以下の条件で仕事を続けた場合の在職老齢年金をそれぞれみて
いきましょう。

・給与は 20 万円、賞与は 7 月と 12 月にそれぞれ 15 万円（ここでは 60 歳前の賞与も同額
と仮定します）支給される条件で再雇用された場合

・ 60 歳～63 歳まで

・ 64 歳～65 歳まで

・給与は 50 万円、賞与は 7 月と 12 月にそれぞれ 60 万円（60 歳前の賞与も同額とします）
支給される条件で再雇用された場合

・ 60 歳～63 歳まで

・ 64 歳～65 歳まで

・給与は 20 万円、賞与は 7 月と 12 月にそれぞれ 15 万円支給される条件で再雇用された場
合

・ **60 歳～63 歳までの年金額**

毎月の給与と年 2 回の賞与から総報酬月額相当額は以下のとおりです。

20 万円 + (15 万円 × 2 ÷ 12) = **225,000 円**

基本月額が 112,500 円なので総報酬月額相当額を足すと 28 万円を超えます。

112,500 円 + 225,000 円 = **337,500 円 > 280,000 円**

したがって、サイトウさんの老齢厚生年金は一部が支給停止されます。サイトウさんの年金の支給停止額を求める計算式は、基本月額と総報酬月額相当額から上記の表の(1)に該当します。それぞれの金額を当てはめると、

$$(225,000 \text{ 円} + 112,500 \text{ 円} \div 280,000 \text{ 円}) \times 1/2 = \mathbf{28,750 \text{ 円}}$$

となり、サイトウさんが受け取る 1 ヶ月あたりの老齢厚生年金は以下のようにになります。

$$112,500 \text{ 円} \div 28,750 \text{ 円} = \mathbf{83,750 \text{ 円}}$$

・ 64 歳～65 歳の年金額

64 歳からは定額部分の老齢厚生年金が支給されるので、サイトウさんの基本月額は 173,333 円になり、引き続き老齢厚生年金の一部が支給停止されます。

$$173,333 \text{ 円} + 225,000 \text{ 円} = \mathbf{398,333 \text{ 円} > 280,000 \text{ 円}}$$

基本月額と総報酬月額相当額から、年金の支給停止額を求める計算式は 60 歳～63 歳までと同じ計算式です。それぞれの金額を当てはめると

$$(225,000 \text{ 円} + 173,333 \text{ 円} \div 280,000 \text{ 円}) \times 1/2 = \mathbf{59,167 \text{ 円} ※}$$

となり、サイトウさんが受け取る 1 ヶ月あたりの老齢厚生年金は以下のようにになります。

$$173,333 \text{ 円} \div 59,167 \text{ 円} = \mathbf{114,166 \text{ 円}}$$

※ここでは 1 円未満を四捨五入とします。

・ 給与は 50 万円、賞与は 7 月と 12 月にそれぞれ 60 万円支給される条件で再雇用された場合

・ 60 歳～63 歳までの年金額

総報酬月額相当額は、以下のとおりです。

$$50 \text{ 万円} + (60 \text{ 万円} \times 2 \div 12) = \mathbf{60 \text{ 万円}}$$

年金の支給停止額を求める計算式は、基本月額と総報酬月額相当額から上記の表の(2)に該当するのでそれぞれの金額を当てはめると、

$$(480,000 \text{ 円} + 112,500 \text{ 円} \div 280,000 \text{ 円}) \times 1/2 + (600,000 \text{ 円} \div 480,000 \text{ 円}) = \mathbf{276,250 \text{ 円}}$$

となり、支給停止額が年金の支給額 (112,500 円) を超えてしまいます。したがって、老齢厚生年金は全額が支給停止されます。

・ 64 歳～65 歳の年金額

64 歳からのサイトウさんの基本月額は 173,333 円です。基本月額と総報酬月額相当額から、年金の支給停止額を求める計算式は 60 歳～63 歳までと同じ計算式です。それぞれの金額を当てはめると、

$$(480,000 \text{ 円} + 173,333 \text{ 円} \div 280,000 \text{ 円}) \times 1/2 + (600,000 \text{ 円} \div 480,000 \text{ 円}) = \mathbf{306,667 \text{ 円} ※}$$

となり、支給停止額が年金の支給額 (173,333 円) を超えてしまいます。したがって、老齢厚生年金は全額が支給停止されます。

※ここでは 1 円未満を四捨五入とします。また、上記のサイトウさんのように再就職後の給与や賞与の額が定額でなく、毎年給与の支給額が変わったり、賞与が会社の業績等で変動する場合は、その都度、総報酬月額相当額を再計算します。総報酬月額相当額が変わることによって、年金の支給停止額が変わってきますので注意が必要です。

在職老齢年金のしくみ～65 歳以降

65 歳以降の在職老齢年金も、基本月額と総報酬月額相当額から年金額を調整しますが、基

本月額と総報酬月額相当額を合計した額が 48 万円（「支給停止調整額（平成 19 年度額）」といいます）以下であれば年金は全額支給されます。48 万円を超える場合は、基本月額と総報酬月額相当額を合計した額から 48 万円を差し引いた額の 2 分の 1 に相当する年金額が支給停止されます。

65 歳以降は老齢基礎年金が支給されますが、老齢基礎年金は在職老齢年金の対象とならないので基本月額には含めません。また、支給停止額が老齢厚生年金の額を超えて老齢厚生年金が全額支給停止されても、老齢基礎年金は調整されることなく全額支給されます。

なお、今年の 4 月から法改正によって厚生年金に加入できない 70 歳以上の人についても、この在職老齢年金のしくみが適用されるようになりました（詳細は「平成 19 年 4 月以降に実施される年金改正は？」参照）。70 歳以降も仕事を続けた場合、収入と年金の調整は引き続き行われることとなります。

やっぱり損する？在職老齢年金

ご案内したとおり、老齢厚生年金は 60 歳以降も厚生年金に加入して仕事を続けた場合、一定額以上の収入があると年金額が減らされ、収入によっては全く年金がもらえないこともあります。よく「減額された年金はあとでもらえるの？」と聞かれますが、残念ながらあとで支給されることはありません。

そうすると「働きながら年金をもらおうとやっぱり損？」とってしまうかもしれませんが、会社員にとっては、リタイア後の年金額を増やすためには、厚生年金の加入期間を長くするという方法は効果的といえます。仕事を辞めたとき、65 歳になったときなどの時期に、60 歳以降の加入期間を加算した期間で年金額が再計算され、年金額が増えることとなります（詳細は「年金額を増やす方法とは？」参照）。

60 歳での平均余命がさらに伸び（男性 22.41 年、女性 27.92 年、平成 18 年簡易生命表より）、老齢年金を受け取る期間も長い期間になることが予想されます。長いお付き合いになる老齢年金ですので、「リタイア後の受取額が増える」と思って割り切ることも必要といえるでしょう。

しかし、「やっぱり年金は減らされたくない」と思う人も多いでしょう。その場合は働き方にもいろいろな選択肢があることを考慮した上で、自分にあったリタイアメントプランを立てるといいでしょう。

（文：原 佳奈子）